

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	通信電子関係物品共通仕様書 -----	C&LPS-E00001-17	
		大臣承認	平成 年 月 日
		作成	昭和29年11月27日
		改正	平成21年 3月31日
			平成29年 1月11日
作成部隊等名	補給本部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する通信電子関係物品（以下，“部品”という。）の調達に適用する共通的要求事項について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

#### 1.2.1

##### 機器等

通信電子機器及び構成品。

#### 1.2.2

##### カタログ通信電子機器

国内製造会社等の商品目録若しくは営業案内に記載されているか、又は記載予定物品であって、当該製造会社等と品名、形式等を指定することにより機器等の品質、形状、性能その他必要事項が確認できる物品。

#### 1.2.3

##### 互換性

2以上の物品が、互いにそのままの状態、交換できるような機械的・電気的特性を持つこと。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

品 名	通信電子関係物品共通仕様書
-----	---------------

a) 規格

- NDS C 0002 地上用電子機器通則  
 NDS C 0110 電子機器の運用条件に関する試験方法  
 NDS Z 8201 標準色

b) 仕様書

- C&LPS-E00037 通信電子関係物品包装共通仕様書  
 C&LPS-Y00003 装備品等（輸入）共通仕様書  
 C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

2 製品に関する要求

2.1 一般

部品は、次の要求を満足するものでなければならない。

2.1.1 国産通信電子機器

機器は、個別仕様書に規定のない限り、NDS C 0002（以下，“通則”という。）の2.1に適合したものでなければならない。

2.1.2 国産通信電子機器構成品及び部品

国産通信電子機器構成品及び部品は、次による。

- a) 構成品及び部品は、当該機器に使用されている構成品及び部品と互換性を有しなければならない。  
 b) 構成品は、該当機器若しくは同一構成品の納入実績を有する製造会社又は機器製造会社の移譲を受けた製造会社により製造されたものでなければならない。  
 c) 部品のうち、一般規格部品であって認定を必要とする部品は、認定された製造会社により製造されたものでなければならない。

なお、機器等製造会社又は部品製造会社の特定の規格による部品及び公知の規格の規格部品のうち、規格値だけでは互換性の点で固定されない部品若しくは規格部品を特に改造した部品等の特殊部品については、該当部品の適用機器の製造会社又は下請製造会社等によって製造され、部品製造会社の社内検査規格により、品質を保証されたものでなければならない。

2.1.3 輸入通信電子機器構成品及び部品

機器等及び部品は、個別仕様書で規定されるC&LPS-Y00003の2.2による。ただし、構成品及び部品は、当該機器に使用されている構成品及び部品と互換性を有しなければならない。

2.1.4 カタログ通信電子機器

カタログ通信電子機器は、次による。

- a) 機器の構成、構造、性能等は、製造会社の商品目録若しくは営業案内等に記載又は記載予定の範囲において、当該構成、構造、性能等を満足するものでなければならない。  
 b) 機器は、製造会社の生産計画又は下請負計画等と関連して計画され、製造会社の品質管理制度のもとで製造されたもので、当該機器の品質を契約の相手方が保証した新品でなければならない。

品 名	通信電子関係物品共通仕様書
-----	---------------

## 2.2 外圍条件に対する性能

国産通信電子機器の外圍条件に対する性能は、個別仕様書に規定する。ただし、計測器については、付表 1 の分類によるものとし、適用分類は、同じく個別仕様書に規定する。

## 2.3 塗装

塗装は、C&LPS-Y00007の2.3 による。ただし、機器等の表面塗装色調は、付表 2 による。

## 2.4 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-Y00007の2.4 によるほか、次による。ただし、カタログ通信電子機器及び部品については、社内規格による。

a) 1種銘板 機器が収容箱等に収納される場合は、収納箱等の見やすい位置に機器の銘板と収納箱等との銘板を付すものとする。

なお、前面に着脱できる保護ふたを有する場合は、保護ふたの前面にも機器に付する同一銘板を付けなければならない。

b) 2種銘板 図 1 を参考とするが、必要に応じて物品の名称、製造会社の型式、製造番号、製造年月日等を記載することができる。

なお、2種銘板と1種銘板とを同一機器等に付ける必要がある場合は、1種銘板の物品番号と取得番号との間に所要の定格又は規格を記載することができる。

定 格				
出 力	W	回 転 数	r p m	
入力電源電圧	V	入力電源電流	A	
出 力	V	出 力 電 流	A	
周 波 数	H z			
相 数				
製造会社名				

図 1 - 2種銘板

## 3 品質保証

品質保証は、C&LPS-Y00007の3 によるほか、次による。

### 3.1 試験条件

個別仕様書に規定のない限り、NDS C 0110の2 による。

### 3.2 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

## 4 出荷条件

包装は、C&LPS-E00037による。

なお、輸入品の包装材料が使用可能な場合は、当該包装を補修し再使用することができる。

品 名	通信電子関係物品共通仕様書
-----	---------------

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

#### 5.1.1 類別原資料

類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。

#### 5.1.2 取扱説明書

取扱説明書は、C&LPS-Y00007の4.1.2によるほか、次による。

- a) カタログ通信電子機器の場合は、部品表を含むものとし、提出部数及び提出先について、個別仕様書で指定した場合は、これによる。
- b) 輸入通信電子機器の場合は、原文のままとし、提出部数は機器に添付するものは2部、別途提出分は航空自衛隊補給本部通信電子部担当課へ4部とする。
- c) 構成品及び部品の場合は、不要とする。

付表 1 - 計測器の外圍条件

分類	小分類	使用条件	外圍条件に對する性能						注記	
			耐温耐湿 サイクル性	耐熱耐寒性	耐振性	耐衝擊性	防じん性	防水滴性		
A	1	固定用測定器であつて暖房設備を有する建物で使用するもの。	NDS C 0110 3.8 +5~+35 °C 45~96 % 2時間	×				×		機械的騒音防止は仕様書に規定した場合のみ。
	2	固定用測定器であつて建造物内で使用し暖房設備を有しない場所で使用するもの。	NDS C 0110 3.8 -10~+40 °C 45~96 %	通則2.2.5表7 区分D測定前、 後						
	3	固定用測定器であつて建造物外で主として使用するもの。	NDS C 0110 3.8 -30~+50 °C 40~96 % 2時間	通則2.2.5表7 区分D測定前、 後	×			通則2.2.9	通則2.2.8(a) 又は(b)	
B	2	可搬用（主として人力）測定器であつて建造物内で使用するもの。	NDS C 0110 3.8 -10~+40 °C 45~96 % 2時間	通則2.2.5表7 区分D測定前、 後						耐腐食性及び機械的騒音防止は仕様書に規定した場合のみ。
	3	可搬用（主として人力）測定器であつて建造物外で使用するもの。	NDS C 0110 3.8 -30~+50 °C 45~96 % 2時間	通則2.2.5表7 区分D測定前、 後			NDS C 0110 3.2.2表2区分 A又はD		通則2.2.8(a) 又は(b)	
C	3	野外及び移動用（主として車両）測定器であつて主として建造物外で使用するもの。	NDS C 0110 3.8 規定時間は仕様書による。		通則2.2.1表5 区分は仕様書による			通則2.2.9	通則2.2.8(a) (b)又は(c)	耐風圧性、耐爆性、腐食性及び機械的騒音防止は仕様書に規定した場合のみ。
D		特殊な使用条件下で使用する測定器	高温、低温多湿、水中用等測定器はそれぞれの使用条件に応じ、通則付表4の分類1~6を基準として適切な外圍条件を定めるものとする。						-	

付表 2 ー 通信電子機器の塗色

機器区分	塗装色調			注記
	金属製	木製	その他	
機上通信電子機器（個別仕様書で適用を規定したときのみ）	黒(1)2811又はチリメン焼付	ー		黒(1)2811とチリメン焼付の別承認による。
地上通信電子機器	明るい灰色2702	1 交換機等有線機器は、木目仕上ステイン（マルーンの色見本による）。 2 その他は、木目仕上ステイン（ウォールナット）の色見本による。		1 パネルの色調は、きょう体と同色とするが、これにより難い場合は承認による。 2 機上用として設計されたものは機上通信電子機器の欄による。
通信電子用測定器	色見本による。			
電源機器（回転機）	黒(1)1811			電力用配電盤（機器とは別に設置するもの。）は、黒(1)2811とするが、配電盤の材質、設置場所により別に指示することがある。
電源機器（非回転機）	明るい灰色2702	ー		
気象器材				
写真器材	色見本による。	木目仕上ステイン（ウォールナット）の色見本による		ー
収納箱・附属品箱				
注記 1	上記に属する器材で野外（地上）において使用するものは、OD色2314による。			
注記 2	この表の分類にない機器及びこの表により難い機器は、その都度要求元と調整して指示を受ける。			
注記 3	市販品であって、この表の塗色を工程に含むことが不可能なものは適用しない。			
注記 4	法令等によって塗色が定められているものは適用しない。			
注記 5	この表の色番号は、NDS Z 8201による。			